品川区地域密着型サービス運営委員会設置要綱

制定 平成18年4月1日要綱第99号 改定 平成21年3月31日 要綱第222号 改定 平成27年3月31日 要綱第286号

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する措置として、区内において地域密着型サービスおよび地域密着型介護予防サービスを行う事業者(以下「事業者」という。)から指定申請があったとき、当該事業者に対する指定の適否を検討するために必要な組織および当該組織の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の規定に基づき、品川区地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる5名以内の委員で構成する。
 - (1)介護保険の被保険者(第1号および第2号)
 - (2) 介護サービスおよび介護予防サービスの利用者
 - (3) 介護サービスおよび介護予防サービスに関する事業者
 - (4) 地域における保健・医療・福祉関係者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 前各号に掲げるもののほか委員会の構成員として必要と認められる者

(委員の委嘱等)

- 第4条 委員は、区長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ただし、再任は妨げないものとする。

(委員長および副委員長)

- 第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会の議長を務める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(協議事項)

- 第6条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、区長に対して意見を述べることができる。
 - (1) 事業者の指定に関すること。
 - (2) 指定事業者に対する指導および監督等の結果に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会の協議に付すことが必要と認められる事項。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、会長が協議事項があると認めた場合に召集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局を、福祉部高齢者福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。